

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	35人	55.7歳	231,471円	251,877円	—	—	—	—
学校給食員	27人	56.4歳	225,163円	241,646円	調理士	41.2歳	267,500円	0.9
用務員	3人	—	—	—	用務員	53.9歳	227,200円	—
自動車運転手	1人	—	—	—	自家用乗用自動車運転者	54.6歳	296,800円	—
その他	4人	55.6歳	227,050円	242,543円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
(平成16年～18年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 個人が特定される可能性があるものについては公表していません。(3人以下の項目)

### (2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	39歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全体		1	1	3	8	22	
学校給食員				3	5	19	
用務員		1			1	1	
自動車運転手			1				
その他					2	2	

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

技能労務職員給料表(4級制)または給食調理員給料表(3級制)適用

#### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

無し

#### ウ 昇給基準

毎年4月1日に4号級(55歳を超える場合は2号)を標準として昇給

## 2. 基本的な考え方

技能労務職員については退職不補充とし、職員数の削減を図ります。

給与については、今後も民間の給与水準との均衡に十分留意しながら、適正な給与の運用に取り組んでいきます。

## 3. 具体的な取組内容

給料表、昇給については、民間の給与水準との均衡に留意しつつ現行を踏襲していくものとします。  
手当については技能労務職員に係る特殊勤務手当を平成18年度に廃止しています。

## 4. その他

技能労務職員については退職不補充とし、業務については民間委託や臨時的任用により対応していくものとします。